

平成22年2月1日

内閣総理大臣
鳩山 由紀夫 殿

消費税率引き上げをやめさせるネットワーク宮城
代表世話人 沼倉 優子 (みやぎ生活協同組合副理事長)
山口 哲男 (日専連宮城県連合会会長)
小林 達子 (NPO 法人仙台・みやぎ消費者
支援ネット代表理事)
伊藤 貞夫 (宮城県商工団体連合会会長)

消費税に関する要請書

一、私たちは、現下の厳しい経済、社会情勢において、国民の暮らしと経営を
圧迫する、今以上の消費税率の引き上げに反対します。

そもそも消費税は、不公平税制の最たるものであります。

消費税は、事ある度に、逆進性が無視され、安定的財源確保の名のもとに、
税率引き上げが謳われてきました。しかし、その前にやるべきことは、消費税
導入以来続けられてきた①不公平な大資産家への減税、②大手企業に対する法
人税減税や租税特別措置による負担軽減、③天下り非営利法人等への過大な交
付金、④無駄な公共事業、⑤在日米軍への「思いやり」予算や米軍再編経費の
負担と防衛予算などの大幅縮減であり、⑥政権交替でようやく緒についた、「事
業仕分け」で切り込めなかった「特別会計」の見直しです。

これらを総点検実行することで財源確保の道は拓かれます。

消費税率の引き上げは「議論の開始」も含めてやめるべきです。

一、昨年3月に成立した、所得税法附則第104条の即時廃止を求めます。

平成21年3月麻生政権は、「財政再建」「福祉財源確保」を口実に、平成23
年度までに消費税を引き上げるための法整備を行うことを定めた所得税法附則
第104条を制定しました。

昨年8月の衆議院選挙で、「4年間は消費税を上げない、上げる議論もしな
い。」とマニフェストに掲げた民主党は大勝利しました。しかし、鳩山政権の2
010年度の「税制改正大綱」では、前政権時代からの大手企業・大資産家減
税の流れはそのままに、また「附則104条」も手つかずのままです。

「コンクリートから人へ」「国民生活が第一」とするマニフェストとの整合性をとるうえ
からも所得税法付則第104条は即時廃止すべきであり、これこそが民主党に願いを託し
た国民に応える最初の一步です。